省エネ技術の新たな事業化に 取り組む県内企業を応援します



平成26年度青森県戦略的 ものづくり先進技術事業化 支援助成事業募集案内

青森県では、地域経済を発展させるため、低炭素社会づくりに貢献する技術開発を促進し、国内外から外貨を獲得することができる技術・製品を開発、省エネルギーに関する新たな技術開発に取り組む企業群の集積を図ることとしています。

【省エネルギーに関する新たな技術開発に取り組む企業群】

- ① 使用段階で省エネとなる最終製品の開発
- ② 最終製品の省エネ化に寄与・貢献する部品・デバイスの開発
- ③ 製品(省エネ製品以外も含む)の製造工程に関する省エネ化の開発

当センターでは、県内企業の技術開発を促進していくため、省エネ技術を活かして新たな事業化に取り組む県内企業に対して、以下のとおり助成事業の活用を公募します。

■助成内容: 市場調査、試作品製造、技術開発、販路開拓等に係る

経費の一部を助成

■募集期間: 平成25年12月2日(月)~平成26年2月7日(金)

※申請前の相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください

1 各助成枠毎の助成対象者等及び助成率・限度額

各助成枠毎の助成対象者と連携相手等の関係、及び助成率・限度額を図解で整理すると以下のようになります。二重線で囲んだ太字の枠が、助成対象者です。

	省エネに関する新たな事業化に取り組む者	助成率 限度額
1. 事業化支援枠	県内中小企業	2/3以内~2,000万円
2. 産学官金連携枠 ① 県内中小企業	県内中小企業 + 連携 県内企業 又は 大 学 又は 公設試等	2/3以内~3,000万円
② 県内大企業	県内大企業 + 連携 県内中小企業 + 大学 又は 公設試等	1/3以内~3,000万円
3. 重点支援枠	県内中小企業 (※) 研究成果 (国の助成) + 連携 10/10 補助 県内企業 又は 大 学 又は 公設試等 ※みなし大企業を除く	10 / 10 以内 ~ 1 億円
	県内中小企業 (※) 大学 インチャーキャピタル 井連携 県内企業 又は 公設試等 ※みなし大企業を除く	

2助成期間

一つの事業計画において、原則として2か年を限度とします。

3 助成対象経費

- ① 講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
- ② 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計·分析費、 調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、 雑役務費等の事業経費
- ③ 原材料費
- ④ 機械装置・工具器具備品費(汎用機器や量産用設備は対象外。)
- ⑤ 外注加工費
- ⑥ 試作開発費

(試作品等の開発に直接従事する従業員が、試作開発に直接従事する時間の給与を含む。)

- ⑦ 委託費(事業の全てを委託するものを除く。)
- ⑧ 知的財産取得経費
- ⑨ 技術指導受入費

4 事 業 採 択 方 法 及 び ス ケ ジ ュ ー ル

提出いただいた事業計画書に基づいて事前に実地調査を行います。応募者は審査委員会に 出席して事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査委員会での審査を経て採択者 を決定します。

<スケジュール>

募 集 期 間 平成 25 年 12 月 2 日 (月) ~ 平成 26 年 2 月 7 日 (金) ※申請前の相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください

事前実地調査平成26年2月を予定審査委員会による審査平成26年3月上旬を予定交付決定ア成26年3月下旬を予定

5 応募方法

「青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、郵送又は持参にてご提出ください。応募用紙は、当センターホームページから入手できます。http://www.21aomori.or.jp/jyosei/senryaku/post-18.html

6 お申込み・問合せ先

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 設備投資課

〒 030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL: 017-775-3234 / FAX: 017-721-2514



Q1:どういう事業が対象になるのですか?

A 1: 「省エネに関する技術を活かし、都道府県域を超えてイノベーションを起こす可能性の ある製品等」の「新たな事業化を行うために必要なものであって、市場調査、試作品製造、 技術開発、販路開拓等 | に取り組む県内企業が助成対象となります。

- ①「省エネ技術」とは、以下のものになります。
 - ① 使用段階で省エネとなる最終製品の開発
 - ② 最終製品の省エネ化に寄与・貢献する部品・デバイスの開発
 - ③ 製品(省エネ製品以外も含む)の製造工程に関する省エネ化の開発
- ②「都道府県域を超えてイノベーションを起こす可能性のある製品等」とは、県外・海外にも売って行けるような革新的な製品等という意味です。
- ③「新たな事業化」ですので、既に事業化されている技術の販路開拓等は含みません。

Q2:助成枠の考え方はどうなっていますか?

A2:助成対象は同じですが、事業主体や事業内容によって、助成率等が異なります。

(1頁の「各助成枠毎の助成対象者等及び助成率・限度額 | 表参照)

- ①県内中小企業単独で行う事業化への取組であれば「事業化支援枠」です。
- ②大学・公設試験研究機関等と連携しての開発を行うものであれば「産学官金連携活用枠」となり、事業化に取り組む者が中小企業か大企業かで助成率が変わります。
- ③過去に国からの助成やベンチャーキャピタルからの投資を受けた事業の事業化に取り組むものについては、他の厳しい審査を経た開発等を活用しての事業化であることから、助成率 10/10、助成限度額一億円の「重点支援枠」としています。

Q3:重点支援枠の対象は、「過去に国から助成(委託あるいは国 10 / 10 の補助に限る)を受けた研究開発成果の事業化に取り組む者」となっていますが、直接国から助成を受けて研究開発を行った者しか対象にならないのですか?

A3: 重点支援をする理由は、研究開発内容が他の厳しい審査を経て、採択されたレベルの高いものであるためであり、国からの助成を受けた段階で研究開発に関わっていなくても、県内企業・大学・公設試験研究機関等と連携して、当該事業成果を活用した事業化に取り組む事業者であれば、対象となります。

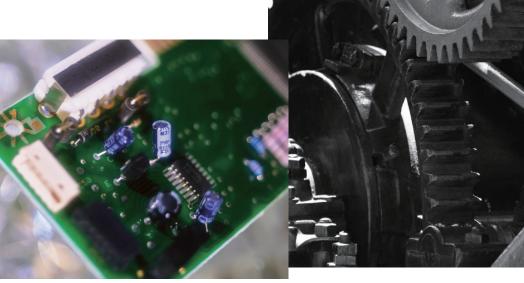
Q4:誘致企業等の県外企業でも事業所が県内にあれば、県内企業扱いとなりますか?

▲4:なります。ただし、地域経済への波及効果等が必要です。

Q5:採択基準はどうなっていますか?

A5:採択基準は以下のとおりですが、少し補足して説明します。

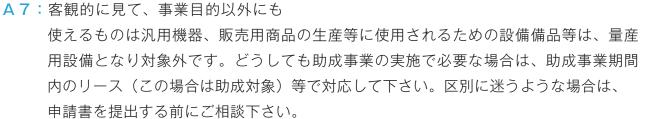
- ①事業を円滑に遂行するための経営基盤を有していること ※過去の経営状況、自己負担分事業費の調達方法等を確認させていただきます。
- ②事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること
 - ※助成事業は非常に手間もかかりますので、技術開発だけではなく、実績報告等、 事務的な作業にも対応できる体制があるのか、確認させていただきます。
- ③助成金交付事業期間内の確実な実施が見込まれる行程になっていること
- ④事業の実施内容や目標レベルが相当程度高く、先進的な技術であること
 - ※かなり抽象的な表現でありますが、単なるマイナーチェンジや既に相当程度普及 している技術ではなく、競合他社と差別化できる独自技術であれば、ハイテクか ローテクかは問いません。
- ⑤連携する場合においては、各社の役割分担等が適切であり、密接な連携による事業 化の取組であること
 - ※単なる仕入れ先や下請け加工外注先等は、連携先ではなく、あくまで連携して事業化に取り組む者として、役割分担を定めていただく必要があります。なお、審査会には連携関係者も同席していただきます。
- ⑥連携する場合においては、連携によって地域技術基盤の強化につながり、また技術・ ノウハウ等の連携先への波及効果が高いこと
- ⑦事業の実施が確実であり、事業化の熟度が高いこと
 - ※「事業化の熟度が高い」とは、助成事業実施後、早期に事業化される見込のある もののことであり、基礎研究や当面事業化につなげる予定のない研究開発等は対 象外となります。
- ⑧事業の内容は将来的にも成長が見込まれる 市場のものであること
- ⑨事業の実施による地域経済・地域産業への 波及効果が高いこと



Q6:助成対象経費ですが、人件費 は対象にならないのですか?

A6:役職員の人件費は対象外です。ただし、試作品等の開発に直接従事する従業員が、試作開発に直接従事する時間の給与については、従事者、従事時間、従事内容を確認できる書類を作成していただき、確認できれば、対象となります。

Q7:機械装置・工具器具備品費で、 汎用機器や量産用設備とは どういうものですか?



Q8:原材料費は、連携先からの仕入れ分も含まれますか?

A8: 価格、業者の選定方法が適正であると判断されれば、助成対象となりますが、単なる 連携先だからでは理由になりません。そのためには、相見積や選定理由書等をしっか り作成する必要があります。

Q9:技術指導受入費と外部専門家への謝金·旅費はどう違うのですか?

A9:技術的に高度な開発等も想定されることから、単発で外部専門家に支払う謝金・旅費とは別に、外部のコンサルタント等に一定期間コンサルティングを依頼する場合の経費を技術指導受入費としています。

Q10:過去に他の補助事業を活用していましたが、対象になりますか?

A 10: 国、県から全く同じ内容に対して補助を受けている場合は、対象になりませんが、 例えば基本となる技術が同じでも、事業化に向けて実施する市場調査、技術開発や販 路開拓等の実施内容や段階が異なるものは、対象となります。

Q11:助成金はいつもらえますか?

A 11: 基本的には助成金は実績報告書受領後、完了検査等の手続きを経て、年度毎の精算払いとなります。よって、4月30日までに実績報告してもらい、報告内容に不備がなければ5月~6月に支払となります。早めの受領を希望する場合は、早めに実績報告を行ってください。なお、2か年の事業の場合でも年度毎の精算となります。

Q12: 概算払いをしてもらえますか?

A 12: 事業に係る支払の予定時期、金額、内容等がはっきりしていて、概算払いがないと事業実施が困難であると認められた場合に限り、概算払いを行います。ただし、概算払いを行った場合は、四半期毎に遂行状況報告書を提出していただき、検査を受ける必要があります。

Q13:中間評価とは何ですか?

A 13: 助成事業者から半期毎に提出していただく、遂行状況報告をもとに、現地調査、審査員による評価を受けてもらうことになっています。中間評価の結果、事業計画と比して、著しく進捗状況が悪い場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

【メモ】



詳しくはWEB、またはお電話で

(公財)21あおもり産業総合支援センター 設備投資課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1

TEL:017-775-3234 FAX:017-721-2514

http://www.21aomori.or.jp/

